

◎安心して暮らせる街

①外国人市民の現況と横浜市の外国人市民施策

■石内 亮

1 外国人の現況

情報通信・運輸技術の進歩、東西冷戦構造の終結、貧困や所得格差の拡大、世界レベルで解決しなければならない環境問題の発生などに伴って、世界的な人の移動が活発になっており、地球規模のボーダーレス化が進んでいる。日本にも、多くの外国人が暮らすようになっており、法務省の統計によれば、外国人登録を行っている日本国内の外国人の総数は、約百三十万人となっている。

世界の国々の外国人が、日本に多く住むようになるということは、日本人にとっては、さまざまな民族、言葉、文化、生活習慣などと触れ合える絶好の機会であり、都市にとっては、多様な魅力づくりや国際化の進展の原動力となる。しかし一方で、外国人に関する

表-1 外国人登録者数の推移（国籍別）（平成8年1月末日現在）

| 国籍 | 昭和61年1月 | | 平成8年1月 | | 備 考 (10年間の増加割合) |
|--------|---------|-------|--------|-------|--------------------|
| | 人数 | 構成比 | 人数' | 構成比 | |
| 韓国及び朝鮮 | 13,363 | 56.1% | 15,251 | 32.8% | 1.1倍 |
| 中国 | 5,347 | 22.4% | 12,635 | 27.2% | 2.4倍 |
| ブラジル | 86 | 0.4% | 3,819 | 8.2% | 44.4倍 |
| フィリピン | 456 | 1.9% | 3,350 | 7.2% | 7.4倍 |
| 米国 | 1,491 | 6.3% | 2,342 | 5.0% | 1.6倍 |
| ペルー | 20 | 0.1% | 1,350 | 2.9% | 67.5倍 |
| 英国 | 527 | 2.2% | 971 | 2.1% | 1.8倍 |
| ベトナム | 105 | 0.4% | 606 | 1.3% | 5.8倍 |
| タイ | 95 | 0.4% | 601 | 1.3% | 6.3倍 |
| イラン | 13 | 0.1% | 405 | 0.9% | 31.2倍 |
| ドイツ | 142 | 0.6% | 332 | 0.7% | 2.3倍 |
| カンボジア | 223 | 0.9% | 314 | 0.7% | 1.4倍 |
| インド | 138 | 0.6% | 301 | 0.6% | 2.2倍 |
| カナダ | 90 | 0.4% | 302 | 0.6% | 3.4倍 |
| インドネシア | 76 | 0.3% | 252 | 0.5% | 3.3倍 |
| その他 | 1,656 | 6.9% | 3,675 | 7.9% | 2.2倍 |

①外国人市民の現況と横浜市の外国人市民施策
②在住外国人ボランティア

1 外国人の現況
2 横浜市の外国人市民
3 外国人市民施策の現状
4 外国人市民施策の今後の課題
5 施策に携わる行政職員として

さまざまな問題や課題が発生している。

日本国内の外国人登録者数の内訳を見ると、韓国・朝鮮人及び中国人が、外国人登録者数全体の約七〇%を占めている。韓国・朝鮮人及び中国人の中には、オールドカマーと呼ばれる人たちが加えて、留学や研修の目的で一時的に日本に来る人たちも増えている。

オールドカマーの人たちは、日本に生活の本拠を持ち、生活実態も日本人とほとんど同じで、言葉や生活習慣にはあまり不自由していない。しかし、労働や教育など生活の多くの場面において、日本人と異なった処遇を受けることが多い現状がある。

一方、ニューカマーと呼ばれる東南アジアや南アメリカなどの人たちは、この十年間で急激に増加した。ニューカマーの人たちは、言葉、文化、生活習慣などがまったく異なり、日常の生活にかなり不自由することが多い。

そのため、アパートなどへの入居拒否、外国人女性への人権侵害、地震などの災害に対する対応など、新たな数多くの問題が指摘されている。また、地域においても、違う言語違う生活習慣を持ったニューカマーの人たちの急増により、日本人の側にも外国人の側にも、どうすればいいのかというまどいや誤解などが生まれ、トラブルや摩擦が発生する現状がある。

さらに、法務省の推計によれば、約三十万人の超過滞在者などがある。これらの超過滞在者などについては、超過滞在がゆえに問題が潜在化し、その実態を把握することは難しく、人権尊重の観点からの対応を困難にしている。

表一 外国人登録者数の10年間の推移

(各年1月末日現在)

| | 昭和61年 | 昭和62年 | 昭和63年 | 平成元年 | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 韓国及び朝鮮 | 13,363 | 13,607 | 13,684 | 14,307 | 15,047 | 15,397 | 15,978 | 15,887 | 15,739 | 15,735 | 15,251 |
| 中国 | 5,347 | 5,720 | 6,092 | 7,235 | 8,346 | 9,314 | 10,554 | 11,799 | 12,234 | 12,534 | 12,635 |
| ブラジル | 86 | 98 | 113 | 237 | 898 | 2,208 | 3,419 | 3,956 | 3,961 | 3,752 | 3,819 |
| フィリピン | 456 | 600 | 817 | 954 | 1,451 | 1,963 | 2,644 | 2,817 | 3,268 | 3,735 | 3,350 |
| 米国 | 1,491 | 1,569 | 1,498 | 1,567 | 1,839 | 2,130 | 2,329 | 2,464 | 2,441 | 2,366 | 2,342 |
| ペルー | 20 | 19 | 27 | 76 | 488 | 949 | 1,506 | 1,540 | 1,454 | 1,459 | 1,350 |
| 英国 | 527 | 556 | 569 | 607 | 711 | 791 | 978 | 1,025 | 1,043 | 992 | 971 |
| ベトナム | 105 | 131 | 138 | 175 | 274 | 317 | 400 | 396 | 417 | 504 | 606 |
| タイ | 95 | 115 | 139 | 141 | 183 | 255 | 388 | 432 | 484 | 518 | 601 |
| イラン | 13 | 15 | 18 | 27 | 53 | 111 | 250 | 262 | 344 | 355 | 405 |
| ドイツ | 142 | 153 | 166 | 155 | 171 | 186 | 298 | 325 | 314 | 311 | 332 |
| カンボジア | 223 | 228 | 233 | 245 | 249 | 274 | 275 | 285 | 295 | 326 | 314 |
| インド | 138 | 127 | 107 | 109 | 131 | 154 | 208 | 256 | 285 | 278 | 301 |
| カナダ | 90 | 94 | 98 | 139 | 180 | 196 | 222 | 249 | 283 | 313 | 302 |
| インドネシア | 76 | 91 | 136 | 132 | 146 | 177 | 191 | 227 | 239 | 283 | 252 |
| その他 | 1,656 | 1,712 | 1,538 | 1,748 | 2,119 | 2,468 | 3,202 | 3,544 | 3,585 | 3,615 | 3,675 |
| 総計 | 23,828 | 24,835 | 25,373 | 27,854 | 32,286 | 36,890 | 42,842 | 45,464 | 46,386 | 47,076 | 46,506 |

2 横浜市の外国人市民

① 外国人登録者数

横浜には、約百三十万、四万七千人の外国人市民が住んでいる。十年前と比較すると、外国人登録者の数は二倍となっており、主な内訳は表1-1、その推移は表1-2のとおりである。特徴的なことは、過去の歴史的経過などにより以前から多く住んでいる韓国・朝鮮人は、一・一倍とほとんど変動がない。また、横浜には中華街もあり、中国人も多く住んでいるが、この十年間で二・四倍に増えているのは、留学や研修の目的で来た人などの増加によるものと思われる。

これに比べ、フィリピン、ベトナム、タイなど東南アジアの人やブラジル、ペルーなど南アメリカの人が急増している。特に、ペルーは六七・五倍、ブラジルは四四・四倍と激増しているが、これは一九九〇年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正によって、在留活動に制限がなく、就業できる在留資格「定住者」が新設されたことが、大きな原因の一つと思われる。

② 国籍別の構成比と永住傾向

外国人登録者数を国籍別の構成比から見ると、東南アジアや南アメリカの人たちの急増などにより、十年前と比較すると、韓国・朝鮮人の構成比は五六・一%から三二・八%へ低下している。中国人は、外国人登録者数が二・四倍に増えているため、構成比も二二・四%から二七・二%へ上昇している。

また、外国人登録者数を在留資格から見ると、韓国・朝鮮人は、登録者数の七五%以上が永住資格を持った人となっており、日本への永住傾向が強いといえる。

3 外国人市民施策の現状

外国人市民の抱える問題は、大きく分けていわゆるオールドカマーとニューカマーとでは異なることが多く、その中でも国や世代によつて、また在留資格などによつてさらに異なる。加えて、労働、住居、福祉、医療、教育など、生活のあらゆる分野にわたつてさまざまな問題が存在し、それらの問題は互いに複雑に関係しあっている。

そのため、一口に外国人市民施策といつても、その内容は広範多岐にわたり、横浜市ではほとんどの局区において、外国人市民に対する何らかの施策を行つており、ここではすべてを紹介することはできない。主なものは、表1-3の一覧表を参照していただき、以下には、この「調査季報」において、他の章で書かれていない施策で、最近の報道などで話題になっている施策の現状について述べる。

① 外国語による広報、情報提供

多くの外国人市民にとつて、言葉の問題は大きな問題であり、特に漢字まじりの日本語を読んだり書いたりすることは、相当期間の学習を要するため、かなりの困難がある。

このため横浜市では、英語、中国語、ハンブル、スペイン語、ポルトガル語による広報、情報提供が、各局区においてさまざまな手段

で行われている。生活情報に関するガイドブックとして「暮らしのガイド」、制度やシステムを解説した各種案内として「国民健康保険ガイドブック」、「外国人児童保育の手引書」、定期的な情報紙として「Yokohama echo」などがある。

これらの印刷物の配布による情報提供は、情報が手元に残るので効果が大きい反面、どれくらい外国人市民に読まれているのかチェックが欠かさない。これからの課題として、外国人市民が、情報を手しやすいう方法や場所を正確に把握し、公共機関のみならず、外国人が頻繁に利用する金融機関、ターミナルなどの施設や、外国人が多く働いている企業などと連携して、適切な情報提供を行う必要がある。タガログ語、ベトナム語、タイ語など、これまで以上の多言語での情報提供も課題だろう。

② 外国語による相談・支援

外国語による相談については、市民相談室で市政や法律に関する相談を行つているが、実施場所が市役所であること、働いている人が時間のとれる平日夜間や休日に利用できないことなどから、外国人市民が利用しづらい面もある。

また、日本の文化や生活習慣に不慣れたニューカマーの相談内容は、広範多岐にわたり、相談を受ける側にも相手の文化や生活習慣を理解し、相手の置かれている状況を正確に認識する必要がある場合が多い。特に、精神的な悩みに関する相談、家庭や子どもの教育に関する相談などは、専門的知識を要し、解決ま

表-3 横浜市の主な外国人市民施策

1 生活一般

(1) 外国語による広報、情報提供

- 生活情報ガイドブックの配布
「暮らしのガイド」(英・ハンゲル・中) など
- 各種案内
「国民健康保険ガイドブック」(英・ハンゲル・中・スペイン・ポルトガル)
「外国人児童保育の手引書」(英・ハンゲル・中・スペイン・ポルトガル)
「緊急時インフォメーションカード」(緊急時の連絡先等を掲載したカード(英・ハンゲル・中・スペイン・ポルトガル語) など)
- 定期情報誌の配布
「yokohama echo」(英) など

(2) 生活相談、生活支援・交流

- 外国人相談窓口の設置(英、ハンゲル、中、スペイン、ポルトガル語で市政、法律相談を実施)
 - 国際交流ラウンジの整備、運営(外国人市民への生活情報等の提供・相談や日本人市民との交流、市民ボランティア活動の支援などのため、各区に整備。既設2館=横浜国際交流ラウンジ、青葉国際交流ラウンジ)
 - 区役所窓口外国人サービスの向上
外国人市民が多く来庁する区役所に、外国語ができる嘱託員を配置(中区;英語、鶴見区;スペイン語・ポルトガル語、港北区;英語)
 - 市民通訳ボランティアの派遣(区役所、保健所の窓口等に市民通訳ボランティアを派遣。登録者数;209人、言語数;21か国語)
 - いのちの電話外国人相談(週2回、スペイン語、ポルトガル語で生活や心の悩みに関する相談を実施)への支援
 - 日本語学習の支援(日本語教室の開催、日本語ボランティアの育成支援)
- (3) 外国人市民にも暮らしやすい街づくり
- 住居表示のローマ字、外国語による併記
 - 案内表示のローマ字、外国語による併記(道路、地下鉄、市バス、庁舎、市立病院等)

2 医療・福祉

(1) 外国人高齢者、障害者への福祉給付金の支給

- 国民年金法の関係から無年金者となっている、外国人高齢者・障害者に福祉給付金を支給
- 支給額(平成7年度)
《障害者》(重度)月額36,000円(中度)24,000円
《高齢者》月額10,000円

(2) 外国人児童保育の支援

外国人児童が多い保育園への、アルバイト保母の配置や支援

(3) 行旅病人・行旅死亡人取扱事業

外国人が旅行中に病気等になった場合、入院・救護するとともに入院医療費の支払いが困難なときに医療費等を支弁

(4) 外国人医療対策事業

外国人の緊急医療の未払金を、横浜市と神奈川県が半額ずつ負担して、医療機関に助成

3 教育

(1) 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針」の策定

(2) 帰国子女、外国人児童生徒への支援

- 国語教師担当教員の配置
- 日本語教室の開催

(3) 私立外国人学校への補助

- 対象学校数=9校

(4) 留学生に対する支援

- 横浜国際学生会館の運営(留学生をめぐる住環境改善と地域の国際化を支援するため設置、運営)
《所在》鶴見区本町通
《入居者》市内大学に在籍する留学生等 135人(115室)
- 留学生寮の運営
- 学習奨励金の支給(横浜国際交流基金から、市内在住・在学の私費留学生に学習奨励金を支給)
《横浜留学生学習奨励金》月額50,000円
《横浜留学生特別学習奨励金》月額100,000円
※昭和63年度~平成5年度は、生活支援金(月額10,000円)を支給
- 市民と留学生との交流事業の実施

4 人権啓発活動の推進

広報紙や講演会・研修会などを通して、外国人に関する人権啓発を実施

5 庁内体制の整備

(1) 「ゆめはま人権懇話会」の設置

外国人の人権を含むさまざまな人権問題について、各分野の専門家から提言をいただくため、20人の委員からなる懇話会を設置

(2) 横浜市国際化事業連絡調整会議・在住外国人施策部会の設置

外国人市民支援施策などに関する総合調整を行うため、庁内関係課長による部会を設置

6 その他

(1) 横浜国際交流基金からの助成

横浜市内に事務所等があり、主に市内で活動をしているボランティア団体が、
①青少年の海外派遣または受入事業、②途上国における国際協力・支援事業、③国際間の相互理解または国際交流事業を実施する場合に、事業費の一部を助成

(2) 外国人市民生活実態調査の実施

外国人市民の生活・就労等に関して、どのような不便や困難が生じているのか実態を把握し、外国人市民施策の充実を図る。